

8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、次表－1)又は発注者が承諾した者をいう。

1) 経験年数表

職階	大学卒	短大・高専卒	高校卒
管理技術者	18年以上	23年以上	28年以上
照査技術者	18年以上	23年以上	28年以上

10. 「契約書」とは、別冊設計業務等委託契約書をいう。

11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。

31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

12. 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。

13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。

21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

30. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

32. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。

35. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

	<p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>
記載なし	<p>第 1103 条受発注者の責務</p> <p><u>受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p><u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p>
<p>第 1103 条業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>第 1104 条業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（<u>土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）</u>）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p>
<p>第 1104 条 設計図書の支給及び点検</p> <p>1. 受注者からの請求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に<u>書面により報告し、その指示を受けなければならない。</u></p>	<p>第 1105 条 設計図書の支給及び点検</p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p>

<p>3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p>	<p>3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p>
<p>第 1106 条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>7. 管理技術者は、<u>第 1107 条第 4 項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</u></p>	<p>第 1107 条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）、<u>土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）</u>でなければならない。</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>8. <u>管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発</u></p>

	<p><u>注者の承諾を得なければならない。</u></p>
<p>第 1107 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、<u>設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</u></p> <p>2. 照査技術者は、技術士<u>(業務に該当する部門)</u>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C Mの資格保有者でなければならない。</p> <p>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p>	<p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。<u>詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(以下、「赤黄チェック」という)を原則として実施する。</u></p> <p><u>なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、<u>下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p>(2) 照査技術者は、技術士<u>(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)</u>、R C C M(業務に該当する登録技術部門)、<u>土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)</u>等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、<u>成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p>

<p>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、<u>照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</u></p>	<p>(5) <u>照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。</u></p> <p>(6) <u>照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>3. <u>照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p>
<p>第 1108 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。</u></p>	<p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p>
<p>第 1109 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時、変更時又は完了時において、契約金額が100万円以上の業務について、<u>測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登</u></p>	<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、<u>業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、</u></p>

<p>録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>また、<u>登録完了後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</u>なお、<u>受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</u></p>	<p>登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>3名までとする</u>）。</p> <p>また、<u>登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が、<u>15日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、<u>本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p>
<p>第1111条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後<u>15日以内</u>に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画 (7) 成果品の内容、部数 	<p>第1112条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後<u>14日以内</u>に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数

<p>(8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p>	<p>(8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p><u>（2）実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報</u> <u>の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流</u> <u>出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係</u> <u>者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及</u> <u>び連絡体制を記載するものとする。</u></p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、<u>業務計画書に照査技術者及び照査計</u> <u>画について記載するものとする。</u></p>
<p>第 1115 条 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>第 1116 条 土地への立ち入り等</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内<u>（休日等を除く）</u>に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>
<p>第 1121 条 契約変更</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>第 1120 条</u>の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変</p>	<p>第 1122 条 契約変更</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>第 1121 条</u>の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変</p>

<p>更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>	<p>更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>
<p>第 1127 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>3. 受注者は、<u>契約書第 7 条第 1 項及び第 2 項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. <u>会計法第 29 条の 3 第 4 項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務において、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむ得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p>	<p>第 1128 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、<u>コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項</u>とする。</p> <p>3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. <u>地方自治法施行令第 167 条第 1 項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p>
<p>第 1129 条 守秘義務</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1111 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用</p>	<p>第 1130 条 守秘義務</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1112 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適</u></p>

<p>しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>	<p><u>切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</u></p>
<p>第 1130 条 個人情報の取扱い</p> <p><u>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩，滅失，改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い，業務を履行しなければならない。</u></p> <p>1. <u>個人情報とは、個人に関する情報で氏名，生年月日，住所，その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</u></p> <p>2. 受注者は、<u>本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む，以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様と</u></p>	<p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. <u>基本的事項</u></p> <p><u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2. <u>秘密の保持</u></p> <p><u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p>

する。

3. 受注者は、本業務を実施するため取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複製し、又は複製してはならない。

6. 受注者は発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。

7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複製等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があ

生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について、契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。

9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

った場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

（1）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

（2）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三

	<p><u>者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p>
<p>第 1134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>官公庁</u>の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した<u>書面</u>によって調査職員に提出しなければならない。</p>	<p>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。</p>
	<p>第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p><u>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 1112 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u></p> <p><u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u></p> <p><u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談</u></p>

役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）
に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図る
ものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防
止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託
をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政
情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行
政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下
同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途
中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接
発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、
変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う
者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、
第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保し
なければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関
するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につな
がる以下の行為をしてはならない。

	<p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p>
	<p><u>第 1137 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</u></p> <p><u>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p><u>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが</u></p>

	<p><u>生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p>
	<p><u>第 1138 条 保険加入の義務</u> <u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>

<p>第2章 設計業務等一般</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p>
<p>第1202条 現地踏査</p> <p>受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p>	<p>第1202条 現地踏査</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>2. <u>受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。</u> <u>なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。</u></p>
<p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>	<p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>
<p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、<u>第1112条</u>に定める貸与資料及び第1201条に定める<u>適用基準等</u>及び設計図書等を用いて、原則として<u>基本計画</u>、<u>概略設計</u>、<u>予備設計</u>あるいは<u>詳細設計</u>を行うことをいう。</p> <p>2. <u>基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</u></p> <p>3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。</p> <p>4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面</p>	<p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、<u>第1113条</u>に定める貸与資料及び第1201条に定める<u>技術基準等</u>及び設計図書等を用いて、原則として<u>概略設計</u>、<u>予備設計</u>又は<u>詳細設計</u>を行うことをいう。</p> <p>2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、<u>各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</u></p> <p>3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面</p>

図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第 1207 条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

第 1207 条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

第 1208 条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

第 1209 条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項

第 1208 条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

第 1209 条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項

<p>目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、<u>第1112条</u>の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</p> <p>7. 設計において、<u>建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集</u>に収録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p>	<p>目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、<u>第1113条</u>の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</p> <p>7. 設計において、<u>土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））</u>に収録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p>
<p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p>(4) 数量計算書 数量計算書は、<u>国土交通省「土木工事数量算出要領(案)」</u>により行うものとし、算出した結果は、<u>国土交通省「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」</u>に基づき工種別、区間別に</p>	<p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、<u>維持管理に関すること</u>、<u>美観</u>、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p>(4) 数量計算書 数量計算書は、<u>「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省・最新版)</u>により行うものとし、算出した結果は、<u>「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(国土交通省・最新版)</u>に基づき</p>

<p>取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p>概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。</p> <p>(イ) 計画工程表</p> <p>(ロ) 使用機械</p> <p>(ハ) 施工方法</p> <p>(ニ) 施工管理</p> <p>(ホ) 仮設備計画</p> <p>(ヘ) 特記事項その他</p> <p>2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</p> <p>(7) 現地踏査結果</p> <p>受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p>	<p>工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p>概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。</p> <p>(イ) 計画工程表</p> <p>(ロ) 使用機械</p> <p>(ハ) 施工方法</p> <p>(ニ) 施工管理</p> <p>(ホ) 仮設備計画</p> <p>(ヘ) 特記事項その他</p> <p>2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</p> <p>(7) 現地踏査結果</p> <p>受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p>
	<p><u>第 1212 条 維持管理への配慮</u></p> <p><u>1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</u></p>

設計業務共通仕様書第 2 編河川編の新旧対照表

県（平成 23 年 4 月）	改定案
<p>第 2303 条 2.（1） 外 第 <u>1111</u> 条</p> <p>第 2303 条 2.（10） 外 2. 業務内容 （○）照査 照査技術者は、第 <u>1107</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>第 2320 条 成果品 受注者は、表 2. 3. 1, 表 2. 3. 2 に示す成果品を作成し、第 <u>1116</u> 条成果物の提出に従い、<u>3</u> 部納品するものとする。</p>	<p>第 2303 条 2.（1） 外 第 <u>1112</u> 条</p> <p>第 2303 条 2.（10） 外 2. 業務内容 （○）照査 受注者は、第 <u>1108</u> 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施するものとする。</u></p> <p>第 2320 条 成果品 受注者は、表 2. 3. 1, 表 2. 3. 2 に示す成果品を作成し、第 <u>1117</u> 条成果物の提出に従い、<u>2</u> 部納品するものとする。</p>

設計業務共通仕様書第3編海岸編の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第3103条2.（1）外 第<u>1111</u>条</p> <p>第3103条2.（15）外 2. 業務内容 （○）照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>第3104条堤防，護岸詳細設計 2. 業務内容 （9）基本事項の決定 予備設計成果，設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に，詳細設計を行うのに必要な下記の基本事項を決定するものとする。</p> <p>第3112条離岸堤予備設計 2. 業務内容 （7）要求性能の検討 離岸堤は，所定の機能が発揮されるよう，適切な性能を有するものとする。また，離岸堤は，波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。</p> <p>（14）照査 1）離岸堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり，<u>考慮すべき条件は以下のとおりとする。</u></p>	<p>第3103条2.（1）外 第<u>1112</u>条</p> <p>第3103条2.（15）外 2. 業務内容 （○）照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>第3104条堤防，護岸詳細設計 2. 業務内容 （9）基本事項の決定 <u>受注者は予備設計成果，設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に，詳細設計を行うのに必要な下記の基本事項を決定するものとする。</u></p> <p>第3112条離岸堤予備設計 2. 業務内容 （7）要求性能の検討 離岸堤は，所定の機能が発揮されるよう，適切な性能を有するものとする。また，離岸堤は，波浪及びその他の作用に対して安全な構造を整理し，<u>評価を加えて比較案3案を選定するものとする。</u></p> <p>（14）照査 1）離岸堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり，以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。</p>

第 3113 条離岸堤詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防, 護岸予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(4) 基本事項の決定

予備設計成果, 設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に, 詳細設計を行うのに必要な下記の事項を決定するものとする。

- 1) 平面配置
- 2) 標準断面
- 3) 附帯施設

第 3115 条潜堤・人工リーフ予備設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防, 護岸予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(14) 照査

- 1) 潜堤・人工リーフの構造型式や構造諸元の決定にあたり, 考慮すべき条件は以下のとおりとする。

第 3116 条潜堤・人工リーフ詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防, 護岸予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

第 3113 条離岸堤詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(4) 基本事項の決定

受注者は予備設計成果, 設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に, 詳細設計を行うのに必要な下記の事項を決定するものとする。

- 1) 平面配置
- 2) 標準断面
- 3) 付帯施設

第 3115 条潜堤・人工リーフ予備設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

離岸堤予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(14) 照査

- 1) 潜堤・人工リーフの構造型式や構造諸元の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

第 3116 条潜堤・人工リーフ詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

第 3119 条消波堤詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防, 護岸予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(14) 照査

- 1) 第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の (14) 1) に準ずるものとする。
- 2) 第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の (14) 2) に準ずるものとする。
- 3) 第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の (14) 3) に準ずるものとする。

第 3121 条津波防波堤予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

- 1) 津波防波堤の構造型式, 法線, 構造諸元等の決定にあたり, 考慮すべき条件は以下のとおりとする。

第 3124 条砂浜予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

- 1) 砂浜の幅, 高さ, 長さ及び養浜する場合の材質等の決定にあたり, 考慮すべき条件は以下のとおりとする。

第 3128 条水門及び樋門予備設計

2. 業務内容

第 3119 条消波堤詳細設計

2. 業務内容

(2) 現地踏査

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(14) 照査

- 1) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (14) 1) に準ずるものとする。
- 2) 第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の (14) 2) に準ずるものとする。
- 3) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の (14) 3) に準ずるものとする。

第 3121 条津波防波堤予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

- 1) 津波防波堤の構造型式, 法線, 構造諸元等の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

第 3124 条砂浜予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

- 1) 砂浜の幅, 高さ, 長さ及び養浜する場合の材質等の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

第 3128 条水門及び樋門予備設計

2. 業務内容

(9) 設計図

1) 全体図 (平面・縦断)

地形図に陸側の流入河川 (取付水路を含む) から海側取付水路が海洋と合流する地点までを記入したものとする。

(14) 照査

1) 水門及び樋門の型式, 構造諸元の決定にあたり, 考慮すべき条件は以下のとおりとする。 流域からの流入量, 計画内水位, 計画外水位及び計画外水位曲線, 波浪, 漂砂, 地盤, 地域内標高, 地震, 海岸の利用及び利用者の安全, 流域及び外水域の環境, 船舶航行条件等

第 3129 条水門及び樋門詳細設計

2. 業務内容

(8) 構造設計

4) ゲート工及び操作室の設計

ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

5) 護岸工・取付擁壁工の設計

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し, 地質状況や計画河道断面の形状, 現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し, 護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに, 安定計算, 構造計算を行って, 構造図, 配筋図等の詳細図を作成するものとする。

(9) 仮設構造物設計

施工計画により必要となる仮設備 (仮締切, 仮排水路, 工事用道路及び山留め工等) の規模, 構造諸元を近接構造物への影響も考慮して, 水理計算, 安定計算及び構造計算により決定し, 仮設計画を策定するものとする。

(9) 設計図

1) 全体図 (平面・縦断)

地形図に川裏側の流入河川 (取付水路を含む) から川表側取付水路が海洋と合流する地点までを記入したものとする。

(14) 照査

1) 水門及び樋門の型式, 構造諸元の決定にあたり, 以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。 流域からの流入量, 計画内水位, 計画外水位及び計画外水位曲線, 波浪, 漂砂, 地盤, 地域内標高, 地震, 海岸の利用及び利用者の安全, 流域及び外水域の環境, 船舶航行条件等

第 3129 条水門及び樋門詳細設計

2. 業務内容

(8) 構造設計

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は, ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

5) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は, 護岸工及び取付擁壁工の設計に際し, 地質状況や計画河道断面の形状, 現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し, 護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに, 安定計算, 構造計算を行って, 構造図, 配筋図等の詳細図を作成するものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は, 施工計画により必要となる仮設備 (仮締切, 仮排水路, 工事用道路及び山留め工等) の規模, 構造諸元を近接構造物への影響も考慮して, 水理計算, 安定計算及び構造計算により決定し, 仮設計画を策定するものとする。

第 3131 条排水機場予備設計

2. 業務内容

(8) 設計図

1) 全体図 (平面・縦断)

地形図に陸側取付水路から海側取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。

(9) 機场上屋

1) 規模及び構造設計検討

機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

(11) 機電設備計画

排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

(15) 照査

1) 排水機場の型式、構造諸元等の決定にあたり、考慮すべき条件は以下のとおりとする。流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、計画排水量、波浪、地盤、地震、隣接海岸の利用、環境保全

第 3132 条排水機場詳細設計

2. 業務内容

(7) 構造設計

排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

4) 導水路、沈砂池設計

導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細

第 3131 条排水機場予備設計

2. 業務内容

(8) 設計図

1) 全体図 (平面・縦断)

地形図に川裏側取付水路から川表側取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。

(9) 機场上屋

1) 規模及び構造設計検討

受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

(11) 機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

(15) 照査

1) 排水機場の型式、構造諸元等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、計画排水量、波浪、地盤、地震、隣接海岸の利用、環境保全

第 3132 条排水機場詳細設計

2. 業務内容

(7) 構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

4) 導水路、沈砂池設計

受注者は、導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算

仕様を定め詳細図を作成するものとする。

6) 海側取付水路設計

受注者は、海側取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

7) 護岸・取付擁壁設計

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

(8) 機场上屋及び外構設計

下記の項目について設計を行うものとする。

3) 設備設計

機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い設備図を作成するものとする。

(9) ポンプ機電設備計画

機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽等）、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、計画一般図を作成するものとする。但し、ポンプ機電設備計画の詳細検討業務は、別途仕様とするものとする。

1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

6) 川表取付水路設計

受注者は、川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

7) 護岸・取付擁壁設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

(8) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

3) 設備設計

受注者は、機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い設備図を作成するものとする。

(9) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽等）、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、計画一般図を作成するものとする。但し、ポンプ機電設備計画の詳細検討業務は、別途仕様とするものとする。

1) ポンプ設備計画

受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

受注者は、ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(10) ゲート設備計画

吐出樋門に設けるゲート設備は、土木工事の数量及び巻上機室の荷重を検討し、規模を決定した上で一般図を作成するものとする。詳細検討業務は別途仕様とする。

第 3134 条陸閘予備設計

2. 業務内容

(13) 照査

1) 陸閘の構造形式や構造諸元の決定にあたり、考慮すべき条件は以下のとおりとする。

第 3136 条成果品

受注者は、表 3. 1. 1, 表 3. 1. 2 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。

受注者は、受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

受注者は、機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(10) ゲート設備計画

吐出樋門に設けるゲート設備は、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとする。詳細検討業務は別途仕様とする。

第 3134 条陸閘予備設計

2. 業務内容

(13) 照査

1) 陸閘の構造形式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

第 3136 条成果品

受注者は、表 3. 1. 1, 表 3. 1. 2 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

設計業務共通仕様書第4編砂防及び地すべり対策編第1章砂防環境調査～第3章砂防構造物設計の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第4103条 魚類調査 (4) 調査結果の取りまとめ</p> <p><u>(5) 報告書作成</u></p>	<p>第4103条 魚類調査 (4) 調査結果の取りまとめ <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u> <u>(6) 報告書作成</u></p>
<p>第4104条 植物調査 (1) 計画準備 ～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u></p>	<p>第4104条 植物調査 (1) 計画準備 ～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u> <u>(6) 報告書作成</u></p>
<p>第4105条 鳥類調査 (2) 事前調査 ～～なお、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 報告書作成</u></p>	<p>第4105条 鳥類調査 (2) 事前調査 ～～なお、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u> <u>(6) 報告書作成</u></p>

第 4106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査については、第 4105 条鳥類調査に準ずるものとし、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 報告書作成

第 4107 条 陸上昆虫類調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 報告書作成

第 4108 条 底生生物調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 報告書作成

第 4106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査については、第 4105 条鳥類調査に準ずるものとし、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施

するものとする。

(6) 報告書作成

第 4107 条 陸上昆虫類調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4108 条 底生動物調査

(1) 計画準備

～～なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4109 条 景観調査

(2) 事前調査

～～とりまとめるものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区等の法的規制についても調べるものとする。

(4) 調査結果とりまとめ

(5) 報告書作成

第 4110 条 溪流空間実態利用調査

(4) 調査結果のとりまとめ

(5) 報告書作成

第 4112 条 貸与資料

(4) 管内図及び地形図 (1/5000～1/10000)

(5) 空中写真

第 4203 条 水系砂防調査

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、

第 4109 条 景観調査

(2) 事前調査

～～とりまとめるものとする。収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区、文化財保護法等の法的規制についても調べるものとする。

(4) 調査結果とりまとめ

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4110 条 溪流空間実態利用調査

(4) 調査結果のとりまとめ

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4112 条 貸与資料

(4) 管内図及び地形図 (1/5000～1/10,000)

(5) 空中写真

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4203 条 水系砂防調査

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、

<p>～～</p> <p>(12) 総合検討</p> <p><u>(13) 報告書作成</u></p> <p>第 4204 条 土石流対策調査</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、～～</p> <p>(8) 総合検討</p> <p><u>(9) 報告書作成</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料</p> <p>(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料</p>	<p>現地調査結果に基づき、～～</p> <p>(12) 総合検討</p> <p><u>(13) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(14) 報告書作成</u></p> <p>第 4204 条 土石流対策調査</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、<u>最大粒径</u>について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、～～</p> <p>(8) 総合検討</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(10) 報告書作成</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料</p> <p>(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料</p> <p><u>(5) 雨量資料</u></p> <p><u>(6) 土石流危険溪流カルテ</u></p>
---	---

<p>第 4205 条 流木対策調査</p> <p>(4) 流域現況調査</p> <p>1) 地形調査 文献・資料, 空中写真判読, 現地調査結果に基づき, ～～</p> <p>3) 林相調査 文献・資料, 空中写真判読, 現地調査結果に基づき, 調査対象流域の林相について調査し, とりまとめる。</p> <p>(8) 総合検討</p> <p><u>(9) 報告書作成</u></p> <p>3. 貸与資料</p> <p>(3) 地形・地質, 林相, 荒廃状況, 既往災害, 保全対象, に関する文献・資料</p> <p>(4) 砂防設備台帳, 他機関の施設に関する資料</p> <p>第 4206 条 火山砂防調査</p> <p>(6) 総合検討</p>	<p><u>(7) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(8) 業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>第 4205 条 流木対策調査</p> <p>(4) 流域現況調査</p> <p>1) 地形調査 文献・資料, 空中写真判読, <u>航空レーザ測量成果</u>, 現地調査結果に基づき, ～～</p> <p>3) 林相調査 文献・資料, 空中写真判読, 現地調査結果に基づき, 調査対象流域の林相について調査し, とりまとめる。<u>調査はサンプリングによる調査を標準とする。</u></p> <p>(8) 総合検討</p> <p><u>(9) 照査</u> <u>受注者は, 第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき, 照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(10) 報告書作成</u></p> <p>3. 貸与資料</p> <p>(3) 地形・地質, 林相, 荒廃状況, 既往災害, 保全対象, に関する文献・資料</p> <p>(4) 砂防設備台帳, 他機関の施設に関する資料</p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>第 4206 条 火山砂防調査</p> <p>(6) 総合検討</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は, 第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき, 照</u></p>
---	--

(7) 報告書作成

3. 貸与資料

(2) 空中写真

(3) 火山活動履歴に関する文献・資料

第 4208 条 水系砂防計画

(3) 計画土砂量等調査

水系砂防調査結果に基づいて～～

(5) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本設計条件決定に際し、実施方針、～～

2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果品～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 水系砂防調査の成果品

(2) 地形図

(3) 空中写真

査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

3. 貸与資料

(2) 空中写真

(3) 火山活動履歴に関する文献・資料

(4) 雨量資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4208 条 水系砂防計画

(3) 計画土砂量等検討

受注者は、水系砂防調査結果に基づいて～～

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本設計条件決定計画土砂量等検討に際し、実施方針、～～

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果物～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 水系砂防調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

<p>第 4209 条 土石流対策計画</p> <p>(4) 計画流出土砂量の設定</p> <p>(5) 土石流対策施設計画</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の成果品</p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p>第 4210 条 流木対策計画</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料</p>	<p>(4) <u>既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u></p> <p>(5) <u>航空レーザ測量成果</u></p> <p>(6) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>第 4209 条 土石流対策計画</p> <p>(4) 計画流出土砂量の設定</p> <p>(5) <u>土石流による被害の推定</u></p> <p><u>受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。</u></p> <p>(6) <u>土石流対策施設配置計画</u></p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の成果品物</p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p>(4) <u>既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u></p> <p>(5) <u>航空レーザ測量成果</u></p> <p>(6) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>第 4210 条 流木対策計画</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料</p>
--	---

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真

第 4211 条 火山砂防計画

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真

第 4212 条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、3 部納品するものとする。

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4211 条 火山砂防計画

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4212 条 成果物

受注者は、以下に示す成果品物を作成し、第 1117 条成果品物の提出に従い、2 部納品するものとする。

成果品物一覧表の修正（別添）

第 4303 条 砂防えん堤及び床固工予備設計

(4) 配置設計

～～高さ等を変えた配置案を～～

(5) 施設設計検討

3) 景観検討

自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本設計条件決定に際し、実施方針、～～
- 2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) ～
- 4) 全ての成果品～～

第 4304 条 砂防えん堤及び床固工詳細設計

(4) 施設設計

1) 本體工設計

～～なお、施設設計の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 本えん堤
- ② 副えん堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 魚道工

第 4303 条 砂防えん堤及び床固工予備設計

(4) 配置設計

～～高さ等を変えた配置案を基本として～～

(5) 施設設計検討

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、～～
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) ～
- 4) 全ての成果物～～

第 4304 条 砂防えん堤及び床固工詳細設計

(4) 施設設計

～～なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 流末処理工
- ⑦ 魚道工

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

～～現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、～～
- 2) 設計条件及び現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。

第 4306 条 溪流保全工予備設計

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、
溪床保護工、溪畔林とする。

2) 基本図面の作成

3 案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準とし

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

～～現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。～～

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づきくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、～～
- 2) 設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

第 4306 条 溪流保全工予備設計

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は床固工、帯工、護岸工、水制工、
護床工、根固工とする。

2) 基本図面の作成

3 案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び床固工、帯工、護岸工、水制工、護床工、根固工の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づきくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

て照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、～～
- 2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の～～
- 4) 全ての成果品～～

第 4307 条 溪流保全工詳細設計

(3) 基本事項決定

予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

2) 付属施設設計

3) 景観設計

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

なお、照査項目は～～

- 1) 基本事項の決定に際し、～～
- 2) 配置設計諸元および現地条件等基本事項の～～
- 4) 全ての成果物～～

第 4307 条 溪流保全工詳細設計

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は床固工、帯工、護岸工、護床工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

2) 設計図の作成

施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

3) 付属施設設計

4) 景観設計

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

なお、照査事項は～～

第 4309 条 土石流対策工予備設計

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、土石流の発生頻度、土石流規模を考慮して、土石流流出土砂量処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式を検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

設計範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とする。

第 4309 条 土石流対策工予備設計

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に土石流流出土砂量処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工と

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、～～
- 2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が～～
- 4) 全ての成果品について～～

第4310条 土石流対策工詳細設計

(2) 現地踏査

受注者は、計画予定地の河床及び兩岸の地形～～

(3) 基本事項決定

- 1) 地質条件
- 2) 設計条件
設計流量、土石流諸元～～

(4) 施設設計

施設設計の範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とし、受注者は、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。なお、各施設については、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

する。

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、～～
- 2) 配置設計諸元および現地条件等基本事項の整理が～～
- 4) 全ての成果物について～～

第4310条 土石流対策工詳細設計

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形～～

(3) 基本事項決定

受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

- 1) 地質条件
- 2) 設計条件
受注者は、設計流量、土石流諸元～～

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が～～

第 4311 条 流木対策工予備設計

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象～～

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する方法（透過型砂防えん堤、流木止め工等）を検討するものとする。

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 土石流捕捉工

② 土石流堆積工

③ 土石流発生抑制工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。

3) 付属施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(7) 照査

合受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

2) 設計条件及び現地条件等基本事項の整理が～～

第 4311 条 流木対策工予備設計

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、溪流付近の植生や倒木の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象～～

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

設計範囲は、流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。

1) 地形・地質条件受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般標準構造図面を作成するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 4312 条 流木対策工詳細設計

1. 業務目的

～～流木対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(3) 基本事項決定

2) 設計条件

受注者は、設計流量、土石流諸元、発生流木諸元～～

(4) 施設設計

1) 設計計算

受注者は、詳細設計に必要な設計計算を行うものとする。

2) 設計図の作成

受注者は、設計計算に基づき設計図の作成を行うものとする。

3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 4312 条 流木対策工詳細設計

1. 業務目的

～～流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(3) 基本事項決定

2) 設計条件

受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元～～

(4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 流木発生抑制施設

② 流木捕捉施設

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 4314 条 護岸工予備設計

(3) 基本事項検討

現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置を決定し、基本事項を整理した設計説明書を作成するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した 3 案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。護岸工の施設設計の範囲は、本体工、基礎工、根固工、付属施設とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。

3) 付帯施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 4314 条 護岸工予備設計

(3) 基本事項検討

受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 本体工

② 基礎工

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、～～
- 2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理～～
- 4) 全ての成果品について～～

第 4315 条 護岸工詳細設計

(3) 基本事項決定

予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、配置設計・構造諸元・環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

施設設計の範囲は、本體工、基礎工、根固工、付屬施設とし、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

③ 根固工

④ 付屬施設

2) 施設設計

受注者は、配置設計で立案した 3 案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、～～
- 2) 配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理～～
- 4) 全ての成果物について～～

第 4315 条 護岸工詳細設計

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元、配置設計、構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。

4) 全ての成果品について～～

第 4317 条 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物、安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な山腹工の形式を選定することを目的とする。

(3) 基本事項検討

～～設計条件、工種工法、構造物の位置、環境条件についての～～

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された 3 案について必要に応じて斜

が無い場合は以下のとおりとする。

① 本體工

② 基礎工

③ 根固工

④ 付屬施設

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

2) 設計条件及び現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、設計基本事項の運用と手順を確認する。

4) 全ての成果品物について～～

第 4317 条 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。

(3) 基本事項検討

～～設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての～～

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された 3 案について、必要に応じて

面安定計算、設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。山腹工の施設設計の範囲は、山腹基礎工及び山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(9) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、～～
- 2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理～～
- 4) 全ての成果品について～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図 (縮尺 1/500～1/2,000)
- (2) 縦断図 (縮尺 1/200～1/1,000)
- (3) 横断図 (縮尺 1/200～1/1,000)
- (4) 空中写真

斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 山腹基礎工
- ② 山腹緑化工

2) 基本図面の作成

3案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づきくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、～～
- 2) 配置設計諸元及び現地条件等基本事項の整理～～
- 4) 全ての成果物について～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)
- 2) 縦断図 (縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000)
- 3) 横断図 (縮尺 1/100～1/200)
- 4) 空中写真

(5) 業務に関連する既往調査報告書

第 4318 条 山腹工詳細設計

1. 業務目的

山腹工の詳細設計は、予備設計で検討された形状、形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地質条件等を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

(3) 基本事項決定

予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、配置設計・構造諸元・環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

施設設計の範囲は、山腹基礎工、山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。また、それらの詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。

(2) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

3) 業務に関連する既往調査報告書

第 4318 条 山腹工詳細設計

1. 業務目的

山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 山腹基礎工② 山腹緑化工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に示された工事施工に必要な概略仮設設計を行うものとする。

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。

4) 全ての成果品物について～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計区域の関連諸元

(3) 設計区域の測量図

1) 地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)

2) 縦断図 (縮尺 1/100～1/500)

3) 横断図 (縮尺 1/100～1/500)

必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき工事施工に必要な概略仮設設計を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づきくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件及び現地条件等基本条件事項の整理が終了した段階で、設計基本事項条件の運用と手順を確認する。

4) 全ての成果品物について～～

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

1) 地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)

2) 縦断図 (縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000)

3) 横断図 (縮尺 1/100～1/200)

(2) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

第7節 成果品

第4319条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し～～

(3) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

3) 業務に関連する既往調査報告書

第7節 成果物

第4319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し～～
成果物一覧表の修正（別添）

設計業務共通仕様書第4編 砂防及び地すべり対策編第4章の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>文献調査</u></p> <p>(4) 概査，精査必要斜面の検討 受注者は，予察の成果に基づいて，概査，精査の必要な斜面を検討するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は，業務の成果として，第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>資料収集整理</u></p> <p>(4) 概査，精査必要斜面の検討 受注者は，予察の成果に基づいて，概査，精査の必要な斜面を検討するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は，第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき，照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 受注者は，業務の成果として，第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
<p>第4404条 地すべり概査</p> <p>(7) 報告書作成</p>	<p>第4404条 地すべり概査</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は，第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき，照査を実施するものとする。</p> <p><u>(8) 報告書作成</u></p>
<p>第4405条 地すべり機構解析</p> <p><u>(10) 報告書作成</u></p>	<p>第4405条 地すべり機構解析</p> <p><u>(10) 照査</u> 受注者は，第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき，照査を実施するものとする。</p> <p><u>(11) 報告書作成</u></p>

第 4406 条 地すべり対策計画

2. 業務内容

(5) 報告書作成

第 4408 条 地すべり防止施設予備設計

2. 業務内容

(3) 基本事項の検討

受注者は、地すべり防止施設の工種・構造、位置、施工性、設計条件、環境条件、経済性、施工による景観や環境への影響、地域計画上の位置付けなど予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(8) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

第 4409 条 地すべり防止施設詳細設計

2. 業務内容

第 4406 条 地すべり対策計画

2. 業務内容

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4408 条 地すべり防止施設予備設計

2. 業務内容

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

第 4409 条 地すべり防止施設詳細設計

2. 業務内容

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

成果品一覧

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

成果品一覧
表の修正

設計業務共通仕様書第4編第5章の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>(3) 写真判読</p> <p>受注者は、<u>～～設計図書に示す地域において、急傾斜地崩壊危険斜面の予察に必要な地形要素について判読するものとする。</u></p> <p>(5) 報告書作成</p>	<p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>(3) 写真判読</p> <p>受注者は、<u>～～設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。</u></p> <p>(5) 照査</p> <p>受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(6) 報告書作成</p>
<p>第4504条 急傾斜地概査</p> <p>(6) 報告書作成</p>	<p>第4504条 急傾斜地概査</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成</p>
<p>第4505条 急傾斜地機構解析</p> <p>(3) 調査測線の設定</p> <p>受注者は、<u>～～設計図書に示す崩壊（危険）斜面に～～</u></p> <p>(7) 土質調査結果の解析</p> <p>受注者は、<u>～～土質調査の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の地盤強度、</u></p>	<p>第4505条 急傾斜地機構解析</p> <p>(3) 調査測線の設定</p> <p>受注者は、<u>～～設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面に～～</u></p> <p>(7) 土質調査結果の解析</p> <p>受注者は、<u>～～土質調査の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地盤強度、</u></p>

(9) 機構解析

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、～～結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の移動状況、すべり（崩壊）面の形状・位置、移動範囲、

4) 解析図の作成

受注者は、～～本号1)・3)の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の平面図～～断面図には、すべり（崩壊）面、地下水位

(10) 報告書作成

第 4506 条 急傾斜地崩壊対策計画

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、斜面の崩壊～～

2. 業務内容

(3) 安定解析

1) 現状の安定度

機構解析の成果に基づいて、崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

機構解析～～

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す崩壊（危険）斜面について

(9) 機構解析

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は～～結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の移動状況、崩壊（すべり）面の形状・位置、移動範囲、

4) 解析図の作成

受注者は、～～本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の平面図～～断面図には、崩壊（すべり）面、地下水位

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

第 4506 条 急傾斜地崩壊対策計画

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、急傾斜地斜面の崩壊～～

2. 業務内容

(3) 安定解析

1) 現状の安定度

受注者は、機構解析の成果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、機構解析～～

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面につい

(5) 報告書作成

第 4508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

(3) 基本事項の検討

受注者は、以下に示す急傾斜地崩壊防止施設の事項（構造特性・施工性・環境条件・設計条件・経済性）について技術的検討を行うものとする。

(4) 施設設計

2) 主要構造物の概略設計

精査，機構解析，対策計画の資料に基づき，

3) 景観検討

自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。

(5) 概算工事費

(6) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

て

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 4508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせて、比較検討案を立案するものとする。

(5) 施設設計

2) 主要構造物の概略設計

受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
 - 2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
 - 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。
- (7) 総合検討
(8) 報告書作成

第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

(3) 基本事項決定

予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
 - 2) 配置設計諸元、現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
 - 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。
- (8) 総合検討
(9) 報告書作成

第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行

の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件および現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順について照査を行う。

第 4510 条 成果品

第 6 章 雪崩対策調査・計画・設計

う。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。

第 4510 条 成果品

成果品一覧表の修正（見え消し表参考）

削除

設計業務共通仕様書第5編ダム編の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
第5103条2.(1)外 第 <u>1111</u> 条	第5103条2.(1)外 第 <u>1112</u> 条
第5103条2.(2)外 技術省指針令第五条	第5103条2.(2)外 技術省指針令第四条
第5103条2.(5)外 技術省指針令第六条	第5103条2.(5)外 技術省指針令第五条
第5103条2.(6)外 技術省指針令第七～十二条	第5103条2.(6)外 技術省指針令第六～十条
記載なし	第5103条2.(9)外 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
第5104条1.外 技術省指針令第五条	第5104条1.外 技術省指針令第二十条
第5104条2.(4)外 技術省指針令第六条	第5104条2.(4)外 技術省指針令第二十一条
第5104条2.(5)外 技術省指針令第七～十二条	第5104条2.(5)外 技術省指針令第二十二から二十七条

第 5105 条 2. (1) 外
技術省指針令第九条

第 5106 条 1. 外
技術省指針令第十条, 十一条
技術省指針令第十三条

第 5106 条 2. (3) 外
技術指針省令第十四条~第十六条

第 5106 条 2. (4) 外
技術省指針令第十七条

第 5106 条 2. (5) 外
技術省指針令第十八条

第 5108 条 1. 外
技術省指針令第十九条

第 5105 条 2. (1) 外
技術省指針令第二十四条

第 5107 条 1. 外
技術省指針令第二十五条, 二十六条
技術省指針令第二十八条

第 5107 条 2. (3) 外
技術指針省令二十九条~第三十一条

第 5107 条 2. (4) 外
技術省指針令第三十二条

第 5107 条 2. (4) 外
技術省指針令第三十三条

第 5108 条 1. 外
技術省指針令第三十四条

設計業務等共通仕様書第6編第1章道路環境調査の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
第6編 道路編 第1章 道路環境調査	第6編 道路編 第1章 道路環境調査
第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。	第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成25年4月1日国土交通省令第28号）」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。
第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 <u>（1）方法書（案）の作成</u> <u>（2）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>（3）調査</u> <u>（4）予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>（5）準備書（案）の作成</u> <u>（6）評価書（案）の作成</u> <u>（7）評価書の補正等</u>	第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 <u>（1）計画段階配慮書（案）の作成</u> <u>（2）方法書（案）の作成</u> <u>（3）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>（4）調査</u> <u>（5）予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>（6）準備書（案）の作成</u> <u>（7）評価書（案）の作成</u> <u>（8）評価書の補正等</u>
	第6102条 計画段階配慮書（案）の作成 <u>1. 業務目的</u>

本業務は、計画段階配慮書(以下、「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下、「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下、「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

第 6102 条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6103 条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下、「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下、「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書(案)の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下、「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下、「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～第二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書(案)の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

第 6103 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第五条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第五条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標

第 6104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価

準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

第 6104 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 6105 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～第二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

第 6105 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 6106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第十条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第十八条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

第6106条 準備書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

第6107条 準備書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都

府県知事等への送付，公告及び縦覧に供される準備書（案），要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は，技術指針省令第十八条の主旨に従い，準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

第 6107 条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は，準備書についての意見を踏まえ，技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ，法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は，技術指針省令第十九条の主旨に従い，評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

道府県知事等への送付，公告及び縦覧に供される準備書（案），要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は，技術指針省令第三十三条の主旨に従い，準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

第 6108 条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は，準備書についての意見を踏まえ，技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ，法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は，技術指針省令第三十四条の主旨に従い，評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

第 6108 条 評価書の補正等

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 2 節 成果品

第 6109 条 成果品

1. 環境影響調査

受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。

第 6109 条 評価書の補正等

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 2 節 成果品

第 6110 条 成果品

1. 環境影響調査

受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

設計業務等共通仕様書第 6 編第 2 章交通現況調査の新旧対照表

県（平成 23 年 4 月）	改定案
第 6 編 道路編 第 2 章 交通現況調査	第 6 編 道路編 第 2 章 交通現況調査
第 2 節 交通量調査 第 6203 条 単路部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「 <u>全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）</u> 」（旧建設省道路局）に準ずるものとする。	第 2 節 交通量調査 第 6203 条 単路部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「 <u>全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱 交通量調査編</u> 」（国土交通省）に準ずるものとする。
第 6204 条 交差点部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「 <u>交通渋滞実態調査マニュアル</u> 」（旧建設省土木研究所、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）に準ずるものとする。	第 6204 条 交差点部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「 <u>全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱 交通量調査編</u> 」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）に準ずるものとする。
第 3 節 速度調査 第 6207 条 旅行速度調査	第 3 節 速度調査 第 6207 条 旅行速度調査

2. 業務内容

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第 6206 条走行速度調査第 2 項の (4) に準ずるものとする。

第 4 節 起終点調査

第 6209 条 路側OD調査

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（旧建設省道路局・都市局，以下“OD調査要綱”と記す）に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 6210 条 オーナーインタビューOD調査

2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、訪問留置、訪

2. 業務内容

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

第 4 節 起終点調査

第 6209 条 路側OD調査

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 6210 条 オーナーインタビューOD調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問（場合により郵送配布）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容

問回収方式により調査するものとする。実施にあたっては、身分証明書¹を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し、不明な個所の確認を行うものとする。

第5節 交通渋滞調査

第6211条 交通渋滞調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に50m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても管轄警察に聞き取りによる補助調査を行うものとする。

第6節 駐車場調査

第6213条 駐車場施設実態調査

2. 業務内容

について、調査要綱に従って調査するものとする。実施にあたっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収）し、不明な個所の確認を行うものとする。

第5節 交通渋滞調査

第6211条 交通渋滞調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。

第6節 駐車場調査

第6213条 駐車場施設実態調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（旧建設省都市局・道路局，以下“駐車場調査要綱”と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

第 6214 条 駐車原単位調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 節 成果品

第 6215 条 成果品

受注者は、表 6. 2. 1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い3 部納品するものとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省，以下“駐車場調査要綱”という。）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

第 6214 条 駐車原単位調査

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 節 成果品

第 6215 条 成果品

受注者は、表 6. 2. 1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い2 部納品するものとする。

設計業務等共通仕様書第6編第3章道路網・路線計画の新旧対照表

県（平成23年4月）	改定案
<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第5節 成果品 第6305条 成果品 受注者は、表6.3.1に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、<u>3</u>部納品するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第5節 成果品 第6305条 成果品 受注者は、表6.3.1に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、<u>2</u>部納品するものとする。</p>

設計業務等共通仕様書第6編第4章道路設計の改定案等の比較表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第2節 道路設計</p> <p>第6403条 道路概略設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>(1) 概略設計(A)は地形図(縮尺1/5,000)をもとに行う設計をいう。</p> <p>(2) 概略設計(B)は地形図(縮尺1/2,500)をもとに行う設計をいう。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(3) 路線選定</p> <p>受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較3案の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)、連絡等施設を考慮して計画し、調査職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>受注者は、本条2.(3)項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。</p> <p>5) 横断図</p> <p>縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。</p>	<p>第2節 道路設計</p> <p>第6403条 道路概略設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>(1) 概略設計(A)は地形図(縮尺1/5,000)をもとに行う設計をいう。</p> <p>(2) 概略設計(B)は地形図(縮尺1/2,500)をもとに行う設計をいう。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(3) 路線選定</p> <p>受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較案(3案を基本とする)の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)、連絡等施設を考慮して計画し、調査職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>受注者は、本条2.(3)項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。</p> <p>5) 横断図</p> <p>縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成す</p>

この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(8) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。

第 6404 条 道路予備設計 (A)

1. 業務目的

道路予備設計 (A) は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第 4 項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形 (半径、緩和曲線パラメータ)、縦断線形要素 (縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径)、構造物 (橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面等) の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、

る。

この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件 (地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。

第 6404 条 道路予備設計 (A)

1. 業務目的

道路予備設計 (A) は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第 3 項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形 (半径、緩和曲線パラメータ)、縦断線形要素 (縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径)、構造物 (橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等) の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、

<p>付替水路，側道，用排水溝等も記入するものとする。なお，用排水は流向も明示するものとする。</p> <p>(6) 概算工事費 受注者は比較案それぞれに対し，第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。なお，概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。</p> <p>(7) 照査 照査技術者は，第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき，照査を行い，管理技術者に提出するものとする。なお，照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</p>	<p>付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。</p> <p>(6) 概算工事費 受注者は比較案それぞれに対し，第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。なお，概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は，第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき，照査を実施するものとする。なお，照査事項は第6403条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</p>
<p>第 6406 条 道路予備設計 (B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計 (B) は道路予備設計 (A) ， 或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて，第 1206 条設計業務の内容第 4 項の業務のうち，図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は，業務の目的・主旨を把握したうえで，設計図書に示す業務内容を確認し，第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し，調査職員に提出するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計 受注者は，一般構造物（擁壁（小構造物を除く），函渠，特殊法面保護工，落石防護工等をいう。）及び，管渠（応力計算が必要なもの），溝橋，大型用排水路（幅 2 m または高さ 1.5 m を超えるもの），地下道，取付道路（延</p>	<p>第6406条 道路予備設計 (B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計 (B) は道路予備設計 (A) 、 或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第 3 項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物 [擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。] 及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2mまたは高さ1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延</p>

<p>長 10m以上) , 側道, 階段工 (高さ 3 m以上) 等について, 設計図書に基づき現場条件, 設計条件に合致するよう設計するものとする。なお, 一般構造物は, 設計図書に基づき第 6423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので, 石積またはブロック積擁壁, コンクリート擁壁 (高さ 2 m未満) , 管渠, 側溝, 街渠, 法面保護工, 小型用排水路 (幅 2 m以下かつ高さ 1.5m以下) , 集水柵, 防護柵工, 取付道路 (延長 10m未満) , 階段工 (高さ 3 m未満) 等の位置, 形式, 基本寸法等を決定するものとする。</p> <p>(12) 照査</p> <p>照査技術者は, 第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき, 照査を行い, 管理技術者に提出するものとする。なお, 照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</p>	<p>長10m以上)、側道、階段工（高さ3m以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6423条一般構造物予備設計に準ずるものとする。</p> <p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下かつ高さ1.5m以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。</p> <p>(12) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6403条道路概略設計第2項の（8）に準ずるものとする。</p>
<p>第 6407 条 道路予備修正設計 (B)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>受注者は, 業務内容について, 第 6406 条道路予備設計 (B) 第 2 項に準ずるものとする。</p>	<p>第6407条 道路予備修正設計 (B)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>受注者は、業務内容について、第6406条道路予備設計 (B) 第 2 項に準ずるものとする。なお、縦断設計を除くものとする。</p>
<p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は, 業務の目的・主旨を把握したうえで, 設計図書に示す業務内容を確認し, 第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し, 調査職員に提出するものとする。</p>	<p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p>

<p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(12) 照査</p> <p>照査技術者は、<u>第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	<p>(6) 小構造物設計</p> <p>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。<u>（照明施設は除く）</u>。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p><u>(9) 舗装工設計</u></p> <p><u>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</u></p> <p>(13) 照査</p> <p>受注者は、<u>第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>
<p>第6410条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、<u>他の道路</u>、<u>地形</u>など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(5) 横断設計</p> <p>受注者は、<u>縦断設計の計画高または、あらかじめ与えられた条</u></p>	<p>第6410条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、<u>他の道路</u>、<u>排水系統</u>、<u>用地境界</u>、<u>地形</u>など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(5) 横断設計</p> <p>受注者は、<u>実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、</u></p>

件と実測横断図に基づき、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等、横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

第 6412 条 平面交差点予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6413 条 平面交差点詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

第 6415 条 ダイヤモンド型 IC 予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目

道路中心線の計画高または現道高さより先に決定する与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等、横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

第 6412 条 平面交差点予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6413 条 平面交差点詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

第 6415 条 ダイヤモンド型 IC 予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計

は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6416 条 ダイヤモンド型 IC 詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

第 6417 条 トランペット・クローバー型 IC 予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6418 条 トランペット・クローバー型 IC 詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

第 6420 条 道路休憩施設予備設計

2. 業務内容

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で整理した基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画(右・

第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6416 条 ダイヤモンド型 IC 詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

第 6417 条 トランペット・クローバー型 IC 予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

第 6418 条 トランペット・クローバー型 IC 詳細設計

2. 業務内容

(11) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

第 6420 条 道路休憩施設予備設計

2. 業務内容

(3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理した基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画(右・

左折車線、滞留車線等)などを設計するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。

第 6421 条 道路休憩施設詳細設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

第 6423 条 一般構造物予備設計

2. 業務内容

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6424 条 一般構造物詳細設計

2. 業務内容

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。

左折車線、滞留車線等)などを設計するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。

第 6421 条 道路休憩施設詳細設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

第 6423 条 一般構造物予備設計

2. 業務内容

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6424 条 一般構造物詳細設計

2. 業務内容

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮

(9) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6425 条 落石防護柵詳細設計

2. 業務内容

(3) 設計条件の確認

既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

(7) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計

2. 業務内容

(2) 設計計算

基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(5) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 8 節 盛土・切土設計

設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6425 条 落石防護柵詳細設計

2. 業務内容

(3) 設計条件の確認

受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計

2. 業務内容

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

第 8 節 盛土・切土設計

第 6427 条 盛土・切土設計の区分

記載なし

第9節 調整池設計

記載なし

第6427条 成果品

受注者は、表6.4.1～6.4.6に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。

表6.4.1 道路設計成果品一覧表
道路詳細設計 横断設計 土積図の縮尺の欄と摘要の欄

適宜

第6428条 盛土・切土予備設計

第6429条 盛土・切土詳細設計

第9節 調整池設計

第6430条 調整池設計区分

第6431条 調整池予備設計

第6432条 調整池詳細設計

を国に準じて追加する。

第6427条 成果品

受注者は、表6.4.1～6.4.8に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.4.1 道路設計成果品一覧表
道路詳細設計 横断設計 土積図の縮尺の欄と摘要の欄

縦断図 V=1:400 H=1:2000

土積図 H=1:2000 V=1cmを10000m³または20000m³

道路詳細設計 舗装工設計 舗装工詳細設計を追加

表6.4.7 盛土・切土設計成果物一覧表を追加

表6.4.8 調整池設計成果物一覧表

を追加する。

設計業務共通仕様書第6編第5章地下構造物設計の比較表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第2節 地下横断歩道等設計</p> <p>第6503条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（8）照査</p> <p><u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>第6504条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（5）景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>（9）照査</p> <p><u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>第6505条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（4）本体設計</p> <p>2）BOX部</p> <p>BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第2節 地下横断歩道等設計</p> <p>第6503条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（8）照査</p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>第6504条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（5）景観検討</p> <p>受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</u></p> <p>（9）照査</p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>第6505条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（4）本体設計</p> <p>2）BOX部</p> <p><u>受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。</u></p>

3) 出入口部

出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

4) 連結部

出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

5) 基礎

基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。

(6) 附属施設設計

給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

(7) 上屋設計

出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(12) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

3) 出入口部

受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

4) 連結部

受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

5) 基礎

受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。

(6) 附属施設設計

受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

(7) 上屋設計

受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(12) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第3節 共同溝設計

第6506条 共同溝設計の区分

2. 業務内容

(4) 比較案の選定

3) 工法検討

受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。

- ① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
- ② シールド工法（シールド機種）
- ③ 特殊トンネル工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）

(9) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第6508条 開削共同溝予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第6509条 開削共同溝詳細設計

2. 業務内容

(12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第3節 共同溝設計

第6506条 共同溝設計の区分

2. 業務内容

(4) 比較案の選定

3) 工法検討

受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。

- ① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
- ② シールド工法（シールド機種）
- ③ 推進工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）
- ④ その他の特殊工法

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第6508条 開削共同溝予備設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第6509条 開削共同溝詳細設計

2. 業務内容

(12) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6510 条 シールド共同溝予備設計

2. 業務内容

(7) 設計計算

共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) シールド工法の検討

設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。

(9) 発進・到達方法の検討

決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。

(13) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計

2. 業務内容

(8) 仮設工及び施工方法の検討

計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、

第 6510 条 シールド共同溝予備設計

2. 業務内容

(7) 設計計算

受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅、セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別（セグメント継ぎ手、リング継ぎ手）の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) シールド工法の検討

受注者は、設計計算により決定された覆工厚及び外径を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、密閉型・開放型の検討、シールド形式（土圧、泥土圧、泥水等）の比較検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。

(9) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、薬液注入、高圧噴射攪拌、凍結、直接壁掘削等の各工法を比較検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計

2. 業務内容

(8) 仮設工及び施工方法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を

仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとする。

(13) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

第 6512 条 シールド共同溝詳細設計

2. 業務内容

(3) 設計条件の整理・検討

記載なし

(11) 仮設備計画

記載なし

(15) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計

2. 業務内容

(16) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 なお、照査項目は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 4 節 電線共同溝設計

第 6515 条 電線共同溝予備設計

2. 業務内容

整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

第 6512 条 シールド共同溝詳細設計

2. 業務内容

(3) 設計条件の整理・検討

15) シールド機械各構成機器の仕様検討

(11) 仮設備計画

5) 掘削土砂搬出設備 (計画立案)

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計

2. 業務内容

(16) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 4 節 電線共同溝設計

第 6515 条 電線共同溝予備設計

2. 業務内容

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6516 条 電線共同溝詳細設計

2. 業務内容

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6516 条 電線共同溝詳細設計

2. 業務内容

(10) 照査

受注者は、第1107 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

設計業務等共通仕様書第6章地下駐車場計画・設計の比較表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第2節 地下駐車場基本計画 第6603条 基本調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>基本調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等） 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条例等） 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等） 4) 道路現況（道路台帳等） 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等） 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等） 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等） 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等） 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等） 10) 地質状況 11) 環境状況（騒音、大気等） <p>(6) 照査</p> <p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に</p>	<p>第2節 地下駐車場基本計画 第6603条 基本調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>基本調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等） 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条例等） 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等） 4) 道路現況（道路台帳等） 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等） 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等） 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等） 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等） 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等） 10) 地質状況 11) 環境状況（騒音、大気等） <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示</p>

示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6604 条 基本計画

2. 業務内容

基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 3 節 地下駐車場予備設計

第 6606 条 地下駐車場本体予備設計

1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」(日本道路協会)の第 2 編第 2 章 2. 1 基本計画の図一解 2. 1. 1 <基本検討> 及び第 3 編第 2 章 2. 5. 2 構造モデルと解析方法を用いて、3 案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

す事項を標準として照査を実施するものとする。

第6604 条 基本計画

2. 業務内容

基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 3 節 地下駐車場予備設計

第 6606 条 地下駐車場本体予備設計

1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」(日本道路協会・平成4 年11 月)の第 2 編第 2 章 2. 1 基本計画の図一解 2. 1. 1 <基本検討> 及び第 3 編第 2 章 2. 5. 2 構造モデルと解析方法を用いて、3 案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(12) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6607 条 地下駐車場設備予備設計

1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第 3 編第 5 章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(6) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

第 4 節 地下駐車場詳細設計

第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計

1. 業務目的

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6607 条 地下駐車場設備予備設計

1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成 4 年 11 月）の第 3 編第 5 章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

第 4 節 地下駐車場詳細設計

第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(5) 仮設構造物設計

3) 山留め設計

掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。

(6) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第6610条 地下駐車場設備詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(5) 仮設構造物設計

3) 山留め設計

受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第6610条 地下駐車場設備詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(15) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

第 5 節 成果品

第 6611 条 成果品

受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、3 部納品するものとする。

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

第 5 節 成果物

第 6611 条 成果物

受注者は、表 6. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

設計業務等共通仕様書第6編第7章トンネル設計の改定案等の比較表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第7章 トンネル設計 第6703条 山岳トンネル予備設計 2. 業務内容 （15）照査 照査技術者は第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 （9）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 （20）照査 照査技術者は第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い</u>、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p>	<p>第7章 トンネル設計 第6703条 山岳トンネル予備設計 2. 業務内容 （15）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 （9）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、<u>経済性（ライフサイクルコスト）</u>等を考慮し、トンネル内舗装<u>（アスファルト/コンクリート舗装等）</u>を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 （20）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p>

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(9) シールド機の検討

設計により決定された覆土厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3 案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(10) 発進・到達方法の検討

決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3 案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(11) 概略施工設備計画

第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(9) シールド機の検討

受注者は、設計により決定された覆土厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3 案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(10) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3 案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(11) 概略施工設備計画

受注者は、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6707 条 シールドトンネル詳細設計

2. 業務内容

(20) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6708 条 立坑予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は、第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 6709 条 立坑詳細設計

2. 業務内容

(21) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(7) 設計計算

トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概

第 6707 条 シールドトンネル詳細設計

2. 業務内容

(20) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6708 条 立坑予備設計

2. 業務内容

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は、第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 6709 条 立坑詳細設計

2. 業務内容

(21) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果

略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(8) 基礎工の検討

設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工 3 案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(17) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 6712 条 開削トンネル詳細設計

2. 業務内容

(22) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。

を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(8) 基礎工の検討

受注者は、設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工 3 案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

第 6711 条 開削トンネル予備設計

2. 業務内容

(17) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

第 6712 条 開削トンネル詳細設計

2. 業務内容

(22) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。

第 6714 条 トンネル設備予備設計

2. 業務内容

(7) 排水設備設計

設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備の規模の決定を行うものとする。

第 6714 条 トンネル設備予備設計

2. 業務内容

(12) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(7) トンネル非常用設備設計

3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。

第 6714 条 トンネル設備予備設計

2. 業務内容

(7) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備の規模の決定を行うものとする。

第 6714 条 トンネル設備予備設計

2. 業務内容

(12) 照査

受注者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(7) トンネル非常用設備設計

3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(10) 照明設備設計

トンネル延長，道路線形，野外輝度，設計速度，交通量等を勘案のうえトンネル内一般部（基本照明），増灯部（緩和照明）及び坑口付近の道路照明用灯具として3案を選定し，周辺への影響，経済性，輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い，結果を整理のうえ，灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに，配線，取付方法及び配電図の作成，電線，ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成，時刻・天候による制御が可能な自動点滅装置等のトンネル照明設備設計を行うものとする。また，停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(11) 遠方監視制御整備設計

設計図書に基づき，指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視，制御するための遠方監視制御設備として，トンネル及び道路の各設備を対象に，監視・制御テレメータ項目・方式の設定，伝送方式と伝送路，各種の機器使用，所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い，機器の決定，機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(18) 照査

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(10) 照明設備設計

受注者は，トンネル延長，道路線形，野外輝度，設計速度，交通量等を勘案のうえトンネル内一般部（基本照明），増灯部（緩和照明）及び坑口付近の道路照明用灯具として3案を選定し，周辺への影響，経済性，輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い，結果を整理のうえ，灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに，配線，取付方法及び配電図の作成，電線，ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成，時刻・天候による制御が可能な自動点滅装置等のトンネル照明設備設計を行うものとする。また，停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(11) 遠方監視制御整備設計

受注者は，設計図書に基づき，指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視，制御するための遠方監視制御設備として，トンネル及び道路の各設備を対象に，監視・制御テレメータ項目・方式の設定，伝送方式と伝送路，各種の機器使用，所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い，機器の決定，機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

2. 業務内容

(18) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6716 条 成果品

受注者は、表 6. 7. 1～表 6. 7. 10 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、3部納品するものとする。

P380

第 6716 条 成果物

表 6. 7. 10 トンネル設備詳細設計成果品一覧表
設計図 緩和照明曲線図 適宜 証明

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6716 条 成果品

受注者は、表 6. 7. 1～表 6. 7. 10 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

P380

第 6716 条 成果物

表 6. 7. 10 トンネル設備詳細設計成果品一覧表
設計図 緩和照明曲線図 適宜 照明

設計業務等共通仕様書第6編第8章橋梁設計の改定案等の比較表

県（平成23年4月）	改定案
<p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>記載なし</p>	<p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>(14) 設計協議</p> <p>受注者は、第6803条橋梁予備設計第2項の(5)基本事項の検討に係る事項について、事業主務課と協議を行うものとする。</p>
<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13) 仮橋設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p>	<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13) 仮橋設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。<u>なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</u></p>
<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(17) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p>	<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(17) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p>
<p>第6806条 橋梁拡幅予備設計</p>	<p>第6806条 橋梁拡幅予備設計</p>

2. 業務内容

(1 1) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計

2. 業務内容

(1 5) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6809 条 橋梁補強予備設計

2. 業務内容

(1 2) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

第 6810 条 橋梁補強詳細設計

2. 業務内容

(1 4) 照査

照査技術者は第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

(1 5) 報告書作成

2) 補強工法選定理由(構造特性, 施工性, 経済性, 維持管理, 環

2. 業務内容

(1 1) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計

2. 業務内容

(1 5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6809 条 橋梁補強予備設計

2. 業務内容

(1 2) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

第 6810 条 橋梁補強詳細設計

2. 業務内容

(1 4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

(1 5) 報告書作成

2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯

境の要件の解説)

- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

第5節 成果品

第6811条 成果品

受注者は、表6.8.1～6.8.3に示す成果物を作成し、第1116条成果物の提出に従い、3部納品すること。

- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

第5節 成果品

第6811条 成果品

受注者は、表6.8.1～6.8.3に示す成果物を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部納品すること。